

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第2号

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>次の各号に掲げる職員に関する第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であって市長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。</u></p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(市長が規則で定める職員にあっては、規則で定める号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であって市長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>

2
6～11 (略)

(扶養手当)

第12条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行8級職員等にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条 削除

6～11 (略)

(扶養手当)

第12条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(住居手当)

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する市長が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第6条(第9項を除く。)、第10条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第27条 給料の特別調整額、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する市長が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第6条(第9項を除く。)、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第27条 給料の特別調整額、扶養手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要

市長が定める。

な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300	418,100	469,400
務職員以外	2	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000	420,100	474,900
の職員	3	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700	422,000	480,000
	4	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500	423,900	485,000
	5	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300	425,700	489,000
	6	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100	427,500	492,500
	7	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800	429,400	495,500
	8	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500	431,200	498,000
	9	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800	433,100	500,000
	10	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500	434,600	
	11	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000	436,000	
	12	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600	437,500	
	13	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500	439,100	
	14	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500	440,400	
	15	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400	441,700	
	16	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300	442,900	
	17	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000	444,000	
	18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	445,300	
	19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	446,700	
	20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	448,000	

21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	449,200
22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	450,000
23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	450,800
24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	451,600
25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	452,200
26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	452,800
27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	453,400
28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	454,100
29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	454,800
30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	455,600
31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	456,100
32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	456,800
33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	457,300
34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	457,700
35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	458,100
36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	458,500
37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	459,000
38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	459,400
39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	459,700
40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	460,000
41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100	460,300
42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300	460,700
43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600	461,000
44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900	461,200
45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100	461,500
46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500	
47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800	
48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000	

49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200
50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400
51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700
52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000
53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200
54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500
55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700
56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000
57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300
58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600
59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900
60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100
61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300
62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500
63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800
64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000
65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200
66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700
67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200
68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700
69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100
70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400
71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000
72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700
73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200
74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500
75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100
76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800

77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200
78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100	
79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800	
80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500	
81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900	
82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400	
83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800	
84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400	
85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,500	
87	262,100	304,700	354,700	395,900	411,200	
88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,900	
89	262,700	305,200	355,300	396,600	412,400	
90	263,000	305,500	355,700	397,100	413,000	
91	263,300	305,800	356,000	397,500	413,700	
92	263,600	306,100	356,400	397,900	414,400	
93	263,900	306,300	356,700	398,200	414,900	
94		306,600	357,000			
95		307,000	357,300			
96		307,400	357,700			
97		307,600	358,100			
98		307,900	358,500			
99		308,200	358,900			
100		308,600	359,200			
101		308,800	359,700			
102		309,100	360,100			
103		309,500	360,500			
104		309,800	360,900			

105			310,000	361,300				
106			310,300	361,600				
107			310,700	362,000				
108			311,000	362,300				
109			311,200	362,800				
110			311,600					
111			312,000					
112			312,300					
113			312,500					
114			312,900					
115			313,100					
116			313,500					
117			313,700					
118			313,900					
119			314,200					
120			314,400					
121			314,700					
122			315,000					
123			315,300					
124			315,600					
125			315,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100	405,600

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	294,100	405,100	460,800	556,700
務職員以外	2	296,400	407,800	462,800	563,100
の職員	3	298,700	410,700	464,800	568,400
	4	300,900	413,100	466,700	573,300
	5	303,300	415,600	468,600	577,800
	6	306,800	417,900	470,400	582,300
	7	310,400	420,000	472,300	585,900
	8	313,700	422,200	474,200	588,900
	9	316,900	424,500	476,300	591,400
	10	320,900	425,900	478,100	593,700
	11	324,500	427,500	479,900	
	12	328,000	429,200	481,700	
	13	331,600	430,800	483,500	
	14	335,100	432,200	485,300	
	15	338,600	433,700	487,100	
	16	342,000	435,100	489,000	
	17	345,500	436,500	490,700	
	18	348,700	438,000	492,600	
	19	351,900	439,600	494,500	
	20	355,000	441,000	496,400	
	21	358,200	442,500	498,100	
	22	361,400	444,100	499,800	
	23	364,600	445,800	501,600	
	24	367,700	447,200	503,400	

25	370, 700	448, 700	504, 900
26	373, 100	450, 100	506, 700
27	375, 500	451, 500	508, 500
28	377, 600	452, 900	510, 100
29	379, 600	454, 300	511, 500
30	381, 500	455, 700	513, 200
31	383, 300	457, 100	515, 000
32	384, 900	458, 500	516, 800
33	386, 400	460, 000	518, 300
34	388, 500	461, 400	519, 600
35	390, 300	462, 800	520, 900
36	391, 700	464, 300	522, 200
37	393, 400	465, 500	523, 300
38	394, 900	467, 300	524, 600
39	396, 500	468, 900	525, 900
40	398, 200	470, 500	527, 200
41	399, 700	471, 900	528, 200
42	400, 400	473, 100	529, 100
43	401, 000	474, 300	530, 000
44	401, 800	475, 400	530, 900
45	402, 700	476, 100	531, 400
46	403, 300	477, 100	532, 300
47	403, 900	478, 100	533, 100
48	404, 500	478, 900	533, 900
49	405, 100	479, 600	534, 700
50	405, 600	480, 300	535, 500
51	406, 100	481, 000	536, 400
52	406, 700	481, 600	537, 300

53	407, 200	482, 200	538, 100
54	407, 600	482, 900	539, 000
55	408, 200	483, 500	539, 900
56	408, 600	484, 200	540, 700
57	409, 100	484, 500	541, 400
58	409, 500	485, 000	542, 300
59	410, 000	485, 700	543, 200
60	410, 500	486, 400	544, 000
61	410, 800	486, 800	544, 900
62	411, 200	487, 300	545, 800
63	411, 600	488, 000	546, 700
64	412, 000	488, 700	547, 600
65	412, 300	489, 000	548, 400
66		489, 600	549, 300
67		490, 200	550, 200
68		490, 800	551, 100
69		491, 300	552, 000
70		491, 900	552, 900
71		492, 500	553, 800
72		493, 100	554, 700
73		493, 400	555, 500
74		493, 900	
75		494, 400	
76		495, 000	
77		495, 400	
78		496, 000	
79		496, 600	
80		497, 100	

	81		497,600	
	82		498,200	
	83		498,800	
	84		499,300	
	85		499,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 305,500	基準給料月額 円 348,900	基準給料月額 円 404,900 基準給料月額 円 479,800

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

(郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>

第13条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して支給する。

第17条 削除

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の2 第6条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第21条の3 第4条、第6条及び第6条の2の規定は、郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第13条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第17条 特定任期付職員業績手当は、郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の2 第6条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第21条の3 第4条、第6条、第6条の2及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>

(1)～(5) (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

(2)～(6) (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（令和3年改正法に伴う郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>28 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第18条の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>（令和3年改正法に伴う単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>29 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第17条の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>（令和3年改正法に伴う郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>31 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</p>	<p>附 則</p> <p>（令和3年改正法に伴う郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>28 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第9条及び第18条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>（令和3年改正法に伴う単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>29 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>（令和3年改正法に伴う郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>31 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</p>

の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（令和3年改正法に伴う外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の経過措置）

32 第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

33 （略）
（令和3年改正法に伴う公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の経過措置）

34 第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

35 （略）

（郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の給料月額は、当該暫</p>

の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（令和3年改正法に伴う外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の経過措置）

32 第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

33 （略）
（令和3年改正法に伴う公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の経過措置）

34 第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

35 （略）

定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第9項を除く。）、第10条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12 (略)

定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第9項を除く。）、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12 (略)

(郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正</p>

後の郡山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

後の郡山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>交通機関等</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2）通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1）通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（<u>交通機関</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>（2）通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、使用距離その他の通勤の実状に応じ、支給単位期間につき、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員（市長が規則で定める者に限る。）の1箇月の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額（その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、通勤距離その他の通勤の実状に応じ、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める

める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で市長が規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事

区分に応じ、運賃相当額及び特別料金等相当額並びに前号に掲げる額の合計額（その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤の実情により特に必要があると認められた場合は、前項の規定による額を超えて支給することができる。

由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第5条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償) 第6条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第8項までの規定の例による。	(通勤に係る費用弁償) 第6条 (略) 2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。

(郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	(給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) 4 <u>任命権者は、特定任期付職員（企業職員である職員を除く。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第8条の2から第10条まで及び第12条から第13条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項並びに第24条第2項第1号及び第3項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第24条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、同条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料月額」とする。

3 (略)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第2項第2号及び第16条第2項並びに第20条の規定の適用については、給与条例第14条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤

6 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第8条の2、第9条、第10条、第12条から第13条の2まで及び第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。

3 (略)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項及び第20条の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付

務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあっては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあっては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

（郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。
第3条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第8項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>

（郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例の一部改正）

第10条 郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例（令和6年郡山市条例第41号）の一部を次のように改正する。
附則第5項を次のように改める。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償</p>	<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償</p>

1 報酬

区分	報酬額
(略)	
民生委員推薦会	(略)
生活保護嘱託医	日額 13,620円
生活保護精神科嘱託医	日額 13,620円
特別障害者手当等審査嘱託医	日額 13,620円
(略)	
感染症診査協議会	(略)
国民健康・栄養調査員（医師）	日額 59,000円
国民健康・栄養調査員（看護師）	日額 9,400円
国民健康・栄養調査員（栄養士又は管理栄養士）	日額 12,000円
歯科疾患実態調査員（歯科医師）	日額 59,000円
歯科疾患実態調査員（歯科衛生士）	日額 9,400円
小児慢性特定疾病審査会	(略)
育成医療審査員	日額 8,100円
(略)	
その他の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者	日額34,700円を超えない範囲内で市長が定める額。

備考 (略)

2 (略)

附 則
(施行期日)

1 報酬

区分	報酬額
(略)	
民生委員推薦会	(略)
(略)	
感染症診査協議会	(略)
小児慢性特定疾病審査会	
(略)	
勤労青少年ホーム運営委員会	委員長 日額 8,100円 委員
(略)	

備考 (略)

2 (略)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定は、公布の日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において郡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円(行8級職員等にあつては、支給しない。)」とする。
- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 7 第1条改正後給与条例第14条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置)
- 8 切替日以後に新たに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正す

る法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第14条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 第10条の規定による改正後の郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対応する報酬について適用し、同日前の勤務に対応する報酬については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の規則への委任）

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。ただし、第2条の規定に関し必要な経過措置は、管理者が規程で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1

15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		

69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			

96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6

61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	

88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		